

## 介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

### ①地域単価

地域	厚木市(3級地)
地域単価	10.83円

### ②基本料金

同一建物居住者以外の場合(月額)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	3,450	3,737 円	7,473 円	11,209 円	
要支援2	6,972	7,551 円	15,102 円	22,652 円	
要介護1	10,458	11,326 円	22,652 円	33,978 円	
要介護2	15,370	16,646 円	33,292 円	49,938 円	
要介護3	22,359	24,215 円	48,430 円	72,645 円	
要介護4	24,677	26,726 円	53,451 円	80,176 円	
要介護5	27,209	29,468 円	58,935 円	88,402 円	

短期利用の場合(日額)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要支援1	424	460 円	919 円	1,378 円	
要支援2	531	575 円	1,150 円	1,725 円	
要介護1	572	620 円	1,239 円	1,859 円	
要介護2	640	694 円	1,387 円	2,080 円	
要介護3	709	768 円	1,536 円	2,304 円	
要介護4	777	842 円	1,683 円	2,525 円	
要介護5	843	913 円	1,826 円	2,739 円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

#### 【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

## 介護保険の加算報酬(2024年4月1日以降)

### ①地域単価

地域	厚木市(3級地)
地域単価	10.83円

### ②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考
		(1割)	(2割)	(3割)	
初期加算	30	33 円	65 円	98 円	30日分まで
認知症加算(III)	760	823 円	1,646 円	2,469 円	
認知症加算(IV)	460	499 円	997 円	1,495 円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	217 円	434 円	650 円	1日につき
若年性認知症利用者受入加算(要支援)	450	488 円	975 円	1,462 円	
若年性認知症利用者受入加算(要介護)	800	867 円	1,733 円	2,600 円	
看護職員配置加算(I)	900	975 円	1,950 円	2,925 円	
看取り連携体制加算	64	70 円	139 円	208 円	1日につき
訪問体制強化加算	1000	1,083 円	2,166 円	3,249 円	
総合マネジメント体制強化加算(I)	1200	1,300 円	2,600 円	3,899 円	
介護職員処遇改善加算(I)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(10.2%)				
介護職員等特定処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.2%)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(1.7%)				

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※ 認知症加算、看護職員配置加算、訪問体制強化加算は要介護者のみです。

※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は短期利用時のみです。短期利用時に算定される加算は当該加算と介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算のみとなります。

#### 【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数＝①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)＝②円(1円未満切捨て。)

①－②＝③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

## 介護保険の各種加算の説明(2024年4月1日以降)

加算の名称	加算の説明
初期加算	登録日から30日以内の期間及び30日を超える病院又は診療所への入院後に利用を再び開始した場合(1日当たり)。
認知症加算(III)	認知症日常生活自立度III、IV又はMの方に介護を行う場合
認知症加算(IV)	要介護度区分が要介護2であり、認知症日常生活自立度IIの方に介護を行う場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	短期利用時において、医師が緊急に利用することが適当であると判断した場合(1日当たり。7日を限度。)
若年性認知症利用者受入加算	認知症の方で65歳の誕生日の前々日までに利用した場合。
看護職員配置加算(I)	常勤専従の看護師を1名以上配置している場合。
看取り連携体制加算	看護職員配置加算(I)を取得した上で、医師が回復の見込みがないと診断した者に対し、看護師による24時間連絡できる体制を確保した上で、家族等がサービスに同意し、看取り期の対応をした場合(1日当たり。30日を限度。)
訪問体制強化加算	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○訪問サービスの提供にあたる常勤の職員を2名以上配置すること ○同一建物への訪問を除いた月の述べ訪問回数が200回以上であること
総合マネジメント体制強化加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です(1月当たり)。 ○多職種協働による個別サービス計画の随時適切な見直し ○地域交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加 ○利用者及び利用者に関わりのある地域住民等からの相談体制の構築 ○居宅サービス計画にインフォーマルサービスを必要に応じて位置づけていること ○「地域資源の効果的な活用」、「世代間の交流の場の設置」、「認知症や介護に関する事例検討会や研修会等の定期的な実施」又は「市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加」のいずれ
介護職員処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善のための加算。
介護職員等特定処遇改善加算(II)	現行加算要件、職場環境等要件及び見える化要件の全てを満たし、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善のための加算。
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等のベースアップ等を図り、介護職員等の更なる処遇改善を図るための加算。

## 保険の対象とはならない費用一覧(2023年2月1日以降)

名称	内容	備考
食事の提供に要する費用	朝食:350円、昼食:600円、夕食:750円 (食材・調理費を含む。)	
宿泊に要する費用	1泊2日3,000円	
おむつ代	実費を徴収	
日常生活費	日常生活において通常必要となるものに係る費用 であって、その利用者に負担させることが適当と 認められる費用は、その実費を徴収する。	

(以下余白)